

施設・設備整備事業（R4再募集）の概要（病院関係）

①【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
1	研修医のための研修施設整備事業	研修棟として必要な部門の新築，増築及び改築	研修棟として必要な部門（講義室，討議室，図書・視聴覚部門，仮眠室，管理部門，倉庫等）の整備	基準面積(研修医数×30㎡(1,000㎡を限度)×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：253,500円 ブロック：222,000円 木造：253,000円	1/2 (国 1/2)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く） 【臨床研修指定病院】
2	臨床研修病院施設整備事業	外来診療棟の拡充整備に係る新築，増築及び改築	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るための外来診療棟の拡充整備(ただし，研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。)	500㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：253,500円 ブロック：222,000円	1/2 (国 1/2)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く） 【臨床研修指定病院】
3	へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として必要な部門の新築，増築及び改築	へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに，へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟，検査，放射線，手術部門及び医師住宅を設けるものとする。	基準面積×基準単価 基準面積 診療部門 1,000㎡ 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (2戸を限度) 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：227,100円 ブロック：198,300円 診療棟 鉄筋コンクリート：253,500円 ブロック：222,000円 医師住宅 鉄筋コンクリート：170,300円 ブロック：148,200円 木造：170,300円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を受けた者 【へき地医療拠点病院】
4	医師臨床研修病院研修医環境整備事業	臨床研修医の宿舍の整備	臨床研修医の研修環境，生活環境の充実を図るために必要な宿舍の整備（バルコニー，廊下，階段等共通部分も含む）	基準面積(研修医数×20㎡)×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：253,200円 ブロック：220,800円 木造：253,200円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く） 【臨床研修指定病院】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
5 離島等患者 宿泊施設施設 整備事業	離島等患者宿泊施設として必要な宿泊施設の新築，増築，改築及び改修	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること ・居室が個室であること 	基準面積(室数×40㎡(8室を限度))×303千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町，公的団体，厚生労働大臣の認める者
6 院内感染対策施設整備 事業	院内感染に適切に対応するための病室の個室化，空調設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み ・個室整備に必要な設備(バス，トイレ等)を設置 	1室当たり 13,506千円 加算 空調設備(空気清浄度クラス1万以上)整備 30,738千円	1/3 (国 1/3)	厚生労働大臣の認める者(公的団体を除く)

②【医療施設等 設備整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1 へき地患者輸送車(艇)整備事業	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するための患者輸送車及び患者輸送艇の整備	1 患者輸送車 整備しようとする場所を中心とする概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して15分以上を要する地域であること 2 患者輸送艇 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」であって、1に定める要件に該当する地域であること	患者輸送車 ・マイクロバス 1台当たり 2,829千円 ・ワゴン車 1台当たり 1,474千円 患者輸送艇 1隻当たり 10,198千円	市町、 公的団体 1/2 (国1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国1/2) (県1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
2 へき地巡回診療車(船)整備事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	巡回診療車 1台当たり 1,426千円 巡回診療用雪上車 1台当たり 4,241千円 巡回診療船 1隻当たり 9,081千円 (中型の場合、24,982千円) 歯科巡回診療車 1台当たり 3,738千円	市町、 公的団体 1/2 (国1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国1/2) (県1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
3 へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器等の整備	へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を備えるものとする。	医療機器 1か所当たり 55,000千円 歯科医療機器等 1か所当たり 27,500千円 ※医療機器とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条第4項に定めるものをいう。	10/10 (国1/2) (県1/2)	県知事の指定を受けた者 【へき地医療拠点病院】
4 遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	・病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関へ伝送し、専門医の助言を得る為の整備 ・往診、通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して遠隔地からの診療支援を行う為の整備	遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598千円 遠隔画像診断 16,390千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198千円 遠隔画像診断 14,855千円 在宅患者用遠隔診療装置 8,250千円	1/2 (国1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
5 臨床研修病院支援システム設備整備事業	臨床病理検討会の適切な開催に必要な設備整備	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の整備	1か所当たり 支援側医療機関 7,857千円 依頼側医療機関 7,857千円	1/2 (国1/2)	厚生労働大臣の認める者 【臨床研修指定病院】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
6	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	へき地・離島における診療支援に必要な設備整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">支援側</div> へき地医療拠点病院, その他厚生労働大臣が認める者 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">依頼側</div> へき地診療所等	1か所当たり 支援側医療機関 7,857千円 依頼側医療機関 7,857千円	1/2 (国 1/2)	市町, 公的団体, 厚生労働大臣の認める者
7	離島等患者宿泊施設設備整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること ・居室が個室であること 	1室当たり 233千円 (8室を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町, 公的団体, 厚生労働大臣の認める者
8	医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援設備整備事業	医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援の実施に必要な備品等の購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・若手医師等のキャリア形成の構築のために支援するための次の費用 ①医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援の実施に必要な備品購入費 ②医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援の実施に必要な画像伝送・受信システム, テレビ会議システム及び付属機器等の購入費 	①厚生労働大臣の必要と認める額 ②1か所あたり ・若手医師等に対する指導元医療機関 7,857千円 ・派遣先医療機関 7,857千円 (ただし, 指導元, 派遣先のいずれか一方が他方を含む整備を行い, かつ, 他方に機器を貸与する場合は, 合算額とすることができる)	1/2 (国 1/2) (県 1/2)	市町, 公的団体, 厚生労働大臣の認める者
9	実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・手術手技向上のための研修で, 都道府県における中核的な役割を果たしていること ・日本外科学会・日本解剖学会が示している「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を遵守した研修実施体制が確保されていること 	1か所当たり 71,191千円	1/2 (国 1/2)	市町等, 厚生労働大臣の認める者

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり, 実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は, 実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については, 各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は, 各補助事業の概略を示しており, 詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。